

令和2年4月7日

東京都議会自民党幹事長

都議会自民党新型コロナウイルス感染症緊急対策チーム座長

鈴木章浩様

東京ビルメンテナンス政治連盟

理事長 梶山龍誠

### 新型コロナウイルス感染対策についての意見及び要望

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大に伴い、限定的であった産業界への影響も日増しに広がりを見せておりますが、ビルメンテナンス業界に及ぼす影響も同様に深刻化しており、契約変更による経営環境の悪化や、希望退職者の増加による事業環境の脆弱化等、さまざまな環境変化となつて、中小事業者を苦しめる結果となっております。

一方で、世界的には国民生活の維持に必要不可欠な施設を、衛生面と安全面の両面から陰ながら支えるビルメンテナンス業務の重要性が認知され始めており、欧米では感染リスク低減措置等について、行政が各業界と密に連携して環境整備を進めております。

つきましてはビルメンテナンス業界におきましても、経営面における更なる支援策の拡充と、事業環境整備に関わる一層のご協力をお願いしたく下記に要望を取りまとめました。

何卒、特別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. マスク着用の費用負担について

最近、東京都(行政・外郭団体を含む)施設担当者より、施設管理従業員全員がマスクを着用するよう要請があり、マスク不足を理由に不可能な旨申し上げた事例がありました。御承知のように、以前は1枚10円から15円にて購入できたマスクが、現在中国等からの輸入物で、こうした国からの輸出禁止措置等により、1枚60円から70円以上(政府買い上げは1枚60円と聞いております)となっております。

また、業界全体でマスクの入手自体が難しくなっており、事業者側は咳エチケット上あるいは咳・くしゃみ・鼻水等の風邪、花粉アレルギー症状の状況に合わせマスクを着用させますが、新型コロナウイルス感染症対策の着用指示であれば、都(行政・外郭団体)の負担にて準備していただきたいと考えます。なお、アルコール消毒液(エタノール 71%)に関しては、従業員用は当然、事業者負担と考えております。

## 2. ビルメンテナンス事業者に対する営業補償について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、都(行政・外郭団体を含め)施設の利用縮小または閉鎖が起きており、それに伴う管理費の削減が言い渡されております。縮小や閉鎖を理由に従業員の解雇や待遇の変更はできず、事業者が補償負担をしなければなりません。政府が補償すると言われております「雇用調整助成金」についても、助成される金額には上限「対象従業員一人あたり8,330円まで」があり、実際に支払う賃金額に不足することは否めません。

また実際には、事業者は従業員に直前3か月の平均賃金を保証しなければなりません。何故ならば、雇用調整助成金のみの支払い又は労働基準法に基づく支払賃金では従業員が生活できない

という理由で退職することも考えられ、今回の事態がある程度収束し、施設等の利用が再開された場合に人員不足の事態に陥り、人員不足が業界全体の状況となれば施設管理従事者の確保が困難になります。よって、事業者は従業員に従来水準の賃金を保証し、離職をくい止めなければならぬのです。

事業者の負担緩和だけでなく、労働者の雇用を守るためにも、発注者の責に帰する理由によりビルメンテナンス事業者への減額、解約等の不利益が発生した場合には、都(行政・外郭団体を含む)による営業補償の実現をお願いします。

因みに、最近中央省庁のコロナ対策(BCP)としてチーム制〔スプリットチーム制(班交代制)]の運用を開始した省庁も出始めましたが、東京都庁舎をはじめ、閉鎖等不可能な施設に関しても上記同様、契約額の減額等を行わないようお願いします。

なお、参考として、EU(欧州連合では)ロックダウンしても、ビルメンテナンスは保健衛生の保護と必須サービスの提供業種と位置付けられ、インフラ産業として公共交通機関と同様な扱いとなり、出勤の認定、縮小・閉鎖に関しては減額されない業種と伺っております。

### 3. 感染リスクが高い施設におけるビルメンテナンス事業者に対する特別補償の実現

新型コロナウイルス感染症の罹患の疑いのある方が訪れる医療施設等においては、ビルメンテナンス事業者は感染リスクが高い環境に従事者を派遣し、これまで以上に高いレベルの衛生環境の確保を責務として、事業を行わなければなりません。PCR 検査の実施拡大も予定されているため、その範囲はますます広まるものと想定されます。

しかし現状では、これらの施設管理の受発注においては他の施設と同様、地域別最低賃金等をベースにした人件費や材料費等によって積算がなされており、リスクや責任に鑑みた額になっていません。事業者にとってリスクが高く、今般の新型コロナウイルス感染症のような事案が発生した場合、受託を控える事業者の出現が懸念されるなど、国民の衛生・安全を脅かす事態も想定されるところです。

そこで、感染症の拡大防止等において重要な役割を果たす施設においては、その管理を受託する事業者に対する特別な補償、補助、助成等を設定いただくようお願いします。

#### 4. 軽症者宿泊施設の作業従事者に対する特別措置について

厚労省による「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」が都に送付されており、軽症者を宿泊療養する施設の開設が現実的になっております。

ビルメンテナンス業界では新型コロナウイルスの拡大を背景に、サービス提供環境が著しく変化した市場に対して、現在のところ、特別な対価を得ずに変わらないサービス提供を継続しております。しかし実際に現場に関わる従業員にとっては、従来のサービス提供が新型コロナウイルス感染のリスクを大きく内包しているとの理解が強く、高齢従事者の退職が急増する懸念があります。

サービスを安定的に供給すること、ひいては事業継続性をより強固にするには東日本大震災時の除染作業と同様、作業の危険度に対する特殊勤務手当の設定が必要であると考えます。東京都(行政・外郭団体を含む)施設を利用する軽症者を宿泊治療させる場合、その施設管理に携わる従業員のリスク管理を考慮して、契約金額の割り増し等(特殊勤務

手当)のご検討をお願いします。従業員に対して事業者は特殊勤務手当を支給し、リスクを納得させて管理に従事させる必要に迫られますことを御理解いただきたくお願い申し上げます。

## 5. 都立施設利用中止の場合のキャンセル料の免除について

(公社)東京都ビルメンテナンス協会は、毎年、都立施設を利用して大きな行事を開催しておりますが、今後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響及び国や都などからの自粛要請により行事を中止する場合があります。都立施設では、一定期間経過した場合、キャンセル料を全額支払わなければならない場合があります。

新型コロナウイルス感染拡大という緊急事態において、国・都の自粛要請に従って、都立施設(都の外郭団体等に管理を委託している場合も含む)の利用を中止せざるを得ない場合のキャンセル料は全額免除していただきたい。

以上、意見及び要望を申し上げます。